

■第13回さいたま市総合振興計画推進本部会議 議事概要

【日 時】 令和3年9月29日（水） 10時30分～10時45分

【場 所】 政策会議室
※オンラインによる出席含む

【出席者】 (政策会議室)
市長、理事、都市戦略本部長、総務局長、財政局長、市民局長、スポーツ文化局長、保健福祉局長、子ども未来局長、環境局長、経済局長、都市局長、建設局長、会計管理者、総合政策監

(オンラインによる出席)
日野副市長、高橋副市長、小川副市長、水道事業管理者、教育長、消防局長、副教育長、西区役所区長、北区役所区長、大宮区役所区長、見沼区役所区長、中央区役所区長、桜区役所区長、浦和区役所区長、南区役所区長、緑区役所区長、岩槻区役所区長、水道局長、議会局長、選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、監査事務局長、農業委員会事務局長

【議 題】 総合振興計画実施計画の改定について

<議題説明>

○事務局（都市経営戦略部）から、次のような説明があった。

(会議資料)

- ・ 議題「総合振興計画実施計画の改定について」について、資料にもとづき説明する。
- ・ 「改定に関する考え方」であるが、今年度は新たな総合振興計画 実施計画の開始初年度に当たることから、通常のPDCAサイクルに基づく計画改定は行わず、市長がお示しになった公約の反映に必要な事項に限り、改定を行うもの。
- ・ 改定に当たっては、市としての取り組み内容が決定し、計画期間内の具体的な目標設定が可能なものについて改定。新型コロナウイルス感染症対策に関する事項については、計画の改定によらず、迅速かつ臨機応変に進めていただいているところ。
- ・ 改定のポイントについては、①実施計画にない新たな事項は、新規の事業化等に対応する。②既に記載済の事業については、目標指標の上方修正等に対応する。③実施計画の計画期間である令和7年度末の到達水準を明らかにする、ということで整理したところ。

(参考2)

- ・ 実施計画事業の改定内容については、資料に事業名を掲載しているとおりだが、(1)新

規で事業を掲載するものが9事業、(2)既存の事業を改定するものが62事業となっている。62事業の内訳であるが、①取組内容を拡充するものが48事業、②目標指標を追加するものが8事業、③目標指標の目標値を修正するものが6事業となっている。

(参考3)

- ・参考3としてお手元にお配りしているものが、改定案を報告書として整理したものである。
- ・2ページから4ページにかけて各分野の施策と事業を一覧として整理している。
- ・5ページ以降が分野ごとに改定事業を整理したものである。6、7ページと8ページのように、施策体系で改定する事業をお示しし、8ページが実際の改定事業の記載となっている。
- ・119ページ以降が重点戦略の改訂箇所を整理したものとなっている。

<意見・質問等>

なし

<結果>

○議長から、「さいたま市総合振興計画 実施計画」の改定について発議され、了承された。

<その他>

○事務連絡として、事務局（都市経営戦略部）から、次のような説明があった。

- ・ただいまご承認いただいた改定案については、9月定例会の会期中に各常任委員会に対して改定案の報告を行うべく、議会側と調整を行っているところである。日程等が決まり次第速やかにご連絡させていただきたい。

<意見・質問等>

なし

以 上